個別接種に関するお知らせ（令和５年12月12日現在）

1　接種の概要（令和５年度）

国の方針決定に基づき、令和５年度にコロナワクチン接種事業を継続することとなりました。引き続き接種を受ける人の接種費用の負担はありません。

また、今までは接種回数に応じて接種時期等を管理する必要がありましたが、令和５年度の追加接種においては管理内容が簡素化されました。時期ごと（春開始・秋開始）に接種対象者の範囲は変わりますが、「対象者は、それぞれの時期に１回までの接種を受けることができる」と整理されました。

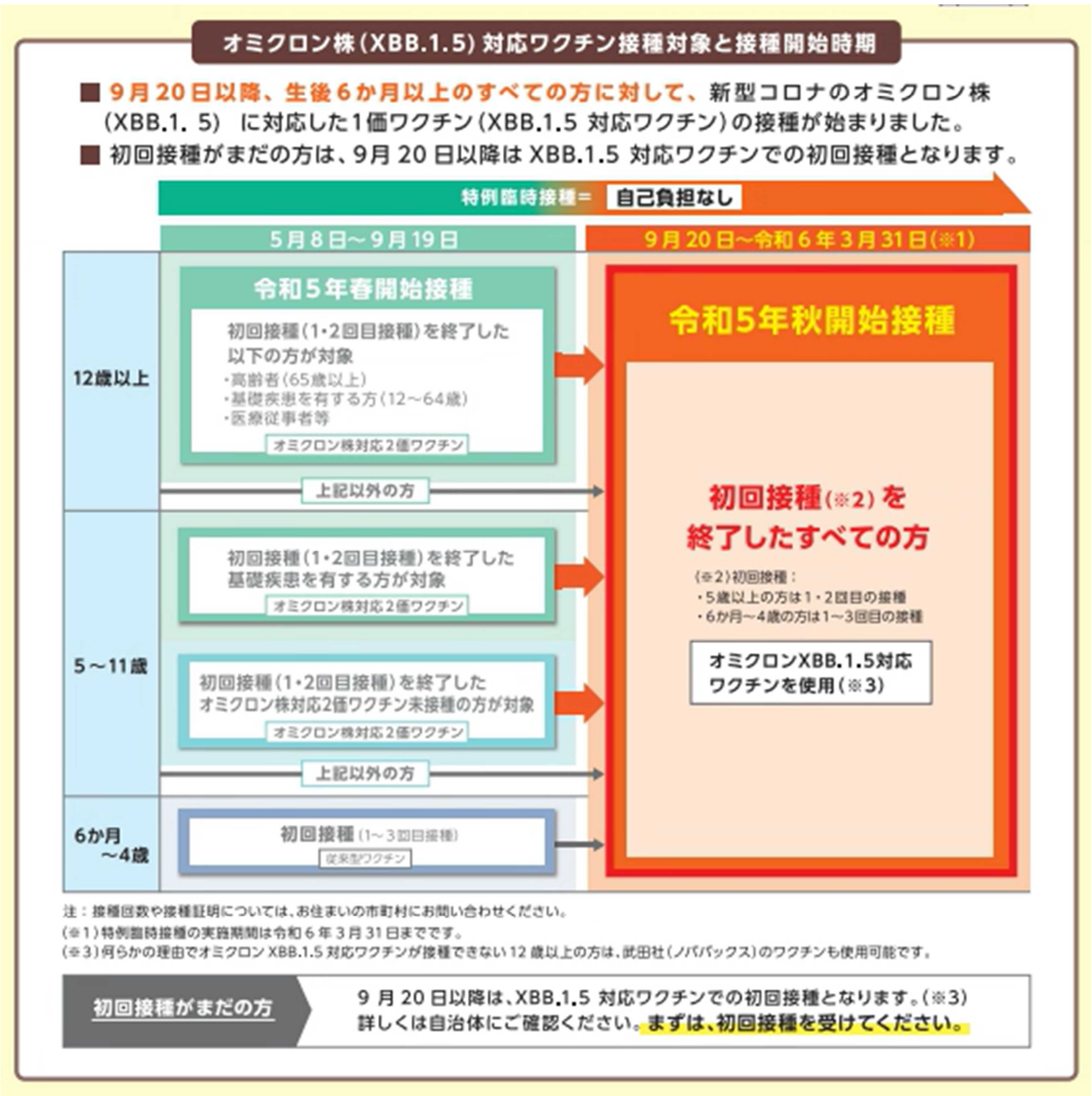

まず、初回接種（１・２回目接種、乳幼児は３回目まで）は、期間を令和６年３月末まで延長し実施することになりました。使用するワクチンも９月２０日から従来株対応ワクチンから

XBB.1 系統のワクチンに変更されています。

次に、追加接種として令和５年春開始接種（以下、「春開始接種」という。）は令和５年９月１９日までで終了し、９月２０日から令和６年３月３１日まで令和５年秋開始接種（以下、「秋開始接種」という。）が実施されています。

このため、春開始接種対象者であっても、９月１９日までに接種を受けず９月２０日以降に接種を受けた場合は、その接種は秋開始接種を受けたことになります。（春開始接種用の接種券を秋開始接種に使用することができます。）

なお、秋開始接種で受けられる接種回数は１回までです。

2　秋開始接種対象者（令和５年９月 20 日から令和６年３月 31 日まで）

接種案内区分（各時期１回ずつ）	対象者	接種実施の可否
【令和５年春開始接種】 （令和５年５月８日～令和５年９月１９日） ※この期間に接種した方には新しい接種券を令和５年１０月以降に秋開始接種用として送付します。（接種しなかった方は接種券（緑色）をそのまま秋開始接種に使用できます。）	①６５歳以上の方	○
	②基礎疾患等を有する方（５～６４歳）	○
	③医療従事者等（５～６４歳）	○
	④上記以外の方	×
【令和５年秋開始接種】 （令和５年９月２０日～令和６年３月３１日）	生後６か月以上で初回接種を接種済の方	○（上記①②③の対象者で「春開始接種」を接種した場合、令和５年度の２回目の案内（接種券）が届くことになります）

９月２０日以降は
こちら

前回接種から３か月が経過した初回接種（１・２回目接種、４歳以下は１～３回目まで）を終えている生後６か月以上の人全員が対象です。

3　使用ワクチン

提供するワクチンはファイザー社製のワクチンで、１バイアル当たり６本（乳幼児・小児用は１０本）の作成が可能です。また、１２月１９日以降は、第一三共社製のワクチンもご希望の医療機関へ配送します。第一三共社製のワクチンは、１バイアル当たり２本ワクチンが作成可能です。可能な限り廃棄とならないように予約の受付をお願いします。

なお、９月２０日から実施している秋開始接種で使用中のワクチンはオミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する１価のワクチンを使用しています。（初回接種のワクチンもオミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する１価のワクチンに変更になります。初回接種が途中の方（２回目・乳幼児は３回目まで）も変更になります。）

ワクチンは火曜日の午前中に配送します（祝日等の場合は翌営業日の午前中）。前週の火曜日までに提供依頼書に必要な本数を記載のうえ、健康課健康づくり担当まで提出してください。

なお、提供依頼書の様式等は市ウェブサイトに掲載していますので御確認ください。（ＵＲＬ等は最終ページに掲載しています。）

医薬品リスク管理計画対象製品

日本標準商品分類番号 876313

コミナティ筋注 特例臨時接種における接種概要(各製剤の比較表)

市販直後調査 2023年9月～2024年3月
対象：小児生後6カ月～4歳 初回免疫、追加免疫

「対象年齢」によって、複数の製剤が用意されています

製剤ごとに、バイアルキャップ・ラベルの色や対象者、保存・調製方法等が異なります。添付文書に記載の用法及び用量をご確認いただき、接種対象にお間違いのないようご注意ください

保存方法に関わらず、**いずれの場合も有効期間内にご使用**ください

実際の接種では、「予防接種実施規則」及び「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」に準拠して使用してください

添付文書は本製剤が承認された範囲で取り扱う場合の必要事項が記載されています

		6カ月～4歳用		5～11歳用			12歳以上用		
		コミナティ筋注 6カ月～4歳用 (1価:起源株)	コミナティ筋注 6カ月～4歳用 (1価:オミクロン株 XBB.1.5)	コミナティ筋注 5～11歳用 (1価:起源株)	コミナティ筋注 5～11歳用 (2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)	コミナティ筋注 5～11歳用 (1価:オミクロン株 XBB.1.5)	コミナティ筋注 (1価:起源株)	コミナティ RTU筋注 (2価:起源株/オミクロン株)※1	コミナティ RTU筋注 (1価:オミクロン株 XBB.1.5)
外観	バイアルのイメージ (バイアルキャップ・ラベルの色)	(栗色) ※各製剤でバイアルラベルの表記が異なります		(オレンジ) ※各製剤でバイアルラベルの表記が異なります			(紫)	(灰色) ※各製剤でバイアルラベルの表記が異なります	
保存期間	超低温冷凍庫(−90～−60℃)	有効期間(24カ月)	**有効期間(18カ月)**	有効期間(24カ月)		**有効期間(18カ月)**	有効期間(24カ月)	有効期間(24カ月)	**有効期間(18カ月)**
	冷凍庫(−25～−15℃)	保存不可		保存不可			最長14日間※2	保存不可	
	冷蔵庫(2～8℃)	10週間		10週間			1カ月間(31日間)	10週間	
	冷蔵庫(2～8℃)で解凍、希釈・穿刺前の状態で冷蔵保存	10週間		10週間			1カ月間(31日間)	10週間	
	室温(8～30℃)で解凍、希釈・穿刺前の状態で室温保存	解凍開始から24時間以内に使用		解凍開始から24時間以内に使用			解凍及び希釈を2時間以内に実施	解凍開始から24時間以内に使用※3	
	希釈・穿刺後の使用期限※4,※5	希釈後12時間以内		希釈後12時間以内			希釈後6時間以内	穿刺後12時間以内	
解凍時間(目安)	冷蔵庫(2～8℃)	2時間		4時間			3時間	6時間	
	室温(8～30℃)	30分		30分			30分	30分	
希釈・充填	希釈時の生理食塩液の量	2.2mL		1.3mL			1.8mL	希釈しない	
	1回あたりの接種量(有効成分の含量)	0.2mL(3μg)		0.2mL(10μg)			0.3mL(30μg)	0.3mL(30μg)	
	1バイアルあたりの接種回数	10回		10回			6回	6回	
接種回数	初回免疫※6	2023年9月20日以降は使用しません	1・2・3回目	2023年9月20日以降は使用しません		1・2回目	2023年9月20日以降は使用しません		1・2回目
	追加免疫		4回目以降			3回目以降			3回目以降

本剤の接種にあたっては、最新の「予防接種実施規則」、「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」及び添付文書をご確認ください

出典：各製剤の添付文書、U.S. Food and Drug Administration「Pfizer-BioNTech COVID-19 Vaccines "Pfizer-BioNTech Fact Sheets"」,「Coronavirus (COVID-19)|CBER-Regulated Biologics "Archived Fact Sheets for Monovalent mRNA COVID-19 Vaccines"」

※1：「コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)」と「コミナティRTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)」で同様の外観・保存期間・取り扱いとなります
※2：一度だけ超低温冷凍庫(−90～−60℃)に戻して保存可能です
※3：一度室温(8～30℃)で解凍した場合でも冷蔵庫(2～8℃)で保管可能ですが、24時間以内に使用してください。また再冷凍はしないでください
※4：希釈・穿刺後の接種液は冷蔵庫(2～8℃)または室温(8～30℃)で保存してください
※5：充填したシリンジとバイアル内の接種液の使用期限も同様です
※6：初回免疫の1回目にオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン以外を接種し、2023年9月20日以降に2回目を接種する場合は、前回の接種から27日以上の間隔をあけて、オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種してください

本資材の最新版はこちらよりご確認ください

コミナティ筋注 特例臨時接種における接種概要(各製剤の比較表)

被接種者の年齢に応じて、適切なワクチンを選択してください

製剤ごとに接種回数や接種間隔に違いがあります。十分ご注意ください※1

2023年9月20日以降はオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種してください。初回免疫の1回目にオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン以外を接種し、2023年9月20日以降に2回目を接種する場合は、交互接種※2となりますため、前回の接種から**27日以上の間隔をあけて**、オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種してください※3

注意点
- 初回免疫期間中に誕生日を迎えた場合でも、1回目と同じ年齢用のオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種すること※1
- 追加免疫接種については接種時の年齢に基づいたオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを接種すること※1

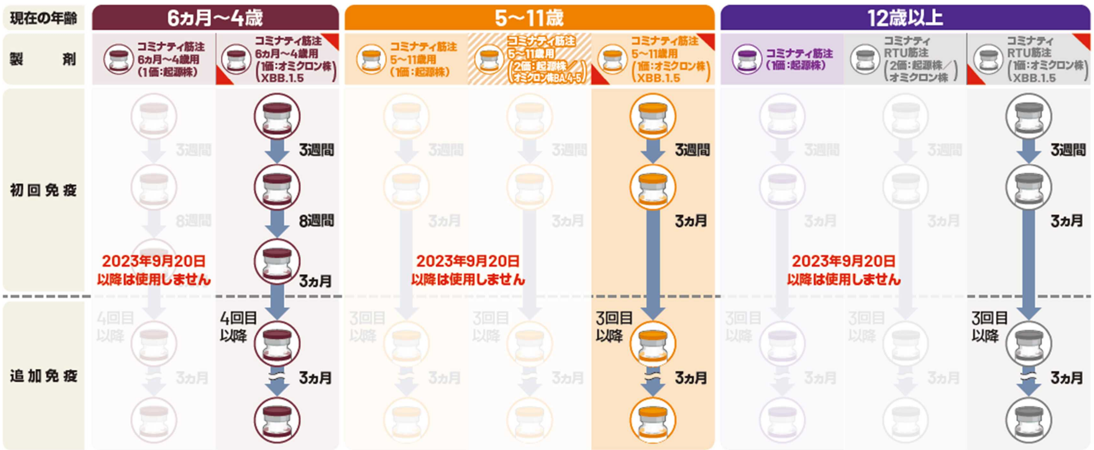

※1：接種事業上の対象製剤に関しては最新の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」：
https://www.mhlw.go.jp/content/001149083.pdfおよび2023年9月12日の自治体向け説明会資料：
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001145227.pdfをご確認ください
※2：交互接種とは、前回の接種と今回の接種で異なるワクチンを接種することであり、別企業のワクチンを使用する場合や同一企業のワクチンであっても対象年齢が異なるワクチンや対応する株・系統が異なるワクチンを使用する場合が交互接種に該当します
※3：初回免疫の2回目以降の接種は、引き続き添付文書に記載の間隔をあけて接種してください

ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト：https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp/
厚生労働省「新型コロナワクチンについて」：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

製造販売元：ファイザー株式会社
新型コロナワクチン コミナティは、ビオンテック独自のmRNA技術を基にビオンテックとファイザーにより共同開発された修飾ヌクレオシドmRNAワクチンです。

CMT51L009P

2023年9月作成

4　当日受付

（1）本人確認・書類確認

運転免許証や健康保険証などで本人確認をお願いします。

続いて、前回からの接種間隔（３か月）、他のワクチンとの接種間隔（それぞれ２週間　※インフルエンザワクチンを除く）の確認をお願いします。

（2）持参物確認

・接種券（春日市の令和５年度の接種券は緑色です。接種には必ず接種券が必要です。）

※春開始接種用の接種券を秋開始接種に使用することができます（ただし、春開始接種を未接種の人に限ります。）。

・予診票（令和５年度の予診票は、接種券と一体型となっています。）

・お薬手帳（ある人のみ）

・母子健康手帳（乳幼児・小児は必須）

5　問診

厚労省資料「予診票の確認のポイント」を参考に問診をお願いします。

新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

6　接種

筋肉注射です。「筋肉注射手技マニュアル」等を参考に、適切な接種をお願いします。

また、接種間隔誤りや有効期限切れワクチンの使用、ワクチンの種類の誤接種などが報告されています。間違い接種対策として、**接種前にワクチンの種類や接種間隔、有効期限などを複数のスタッフや接種を受ける人と確認するように努めてください。**

※万一、誤った用法用量で新型コロナワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合、接種間隔を誤った場合等で健康被害につながるおそれのある間違いが発生した場合等は、速やかに春日市健康課健康づくり担当（０９２－５０１－１１３４）に御連絡ください。

7　副反応疑い報告及び健康被害救済

（1）副反応疑い報告

報告基準に該当する副反応を診断した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に報告してください。

※報告基準に該当する副反応に関することや報告方法については、「医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～」（厚労省ウェブサイト）を確認して下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou_youshikietc.html

（2）健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要となる手続き等については、対象者が予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村に相談することとなります。

※詳細は、「予防接種健康被害救済制度について」（厚労省ウェブサイト）を確認して下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html

8　予診票の処理

（1）「接種」完了分

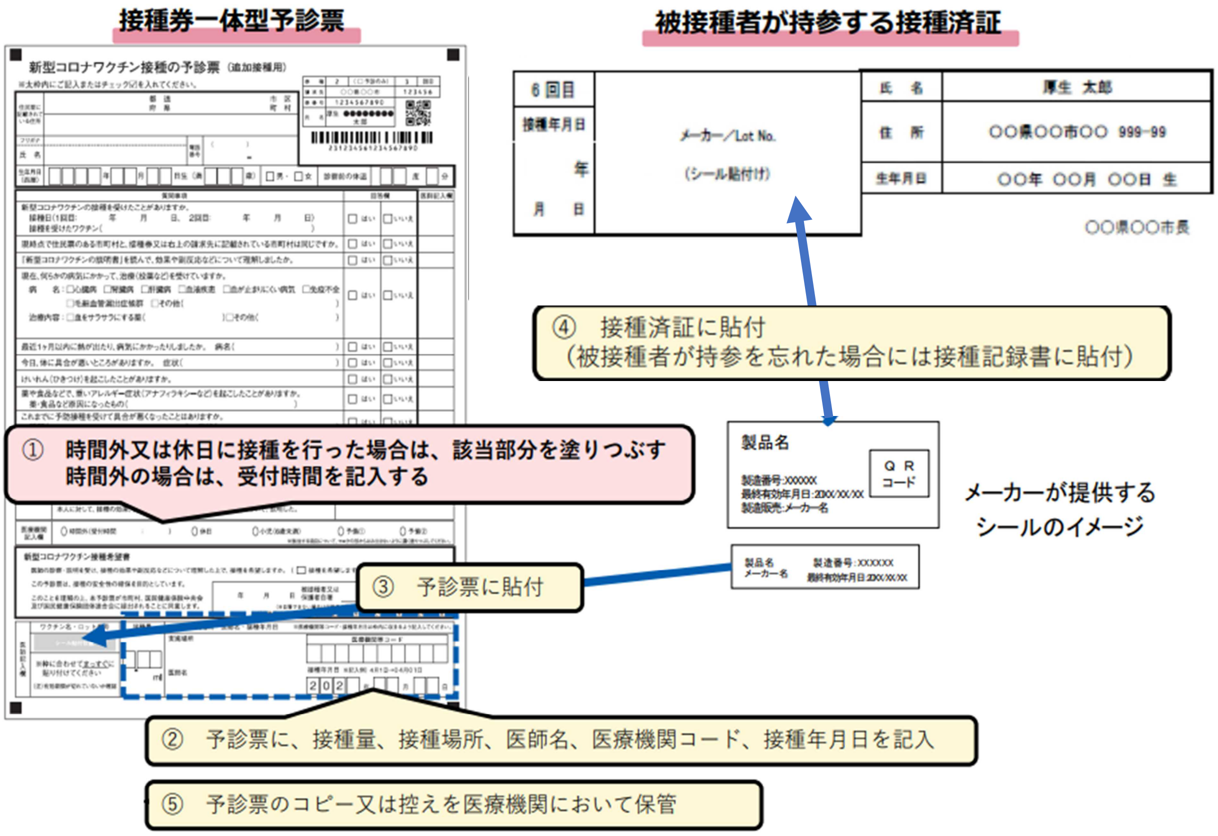

（2）「予診のみ」分

・予診のみのチェック欄を塗りつぶし、右下の医療機関コードおよび接種年月日に予診日を記入してください。

・接種券一体型予診票のため、予診のみとなった方へ後日接種券を再送いたしますので、対象者について、<u>健康課（０９２－５０１－１１３４）へ御連絡ください。</u>

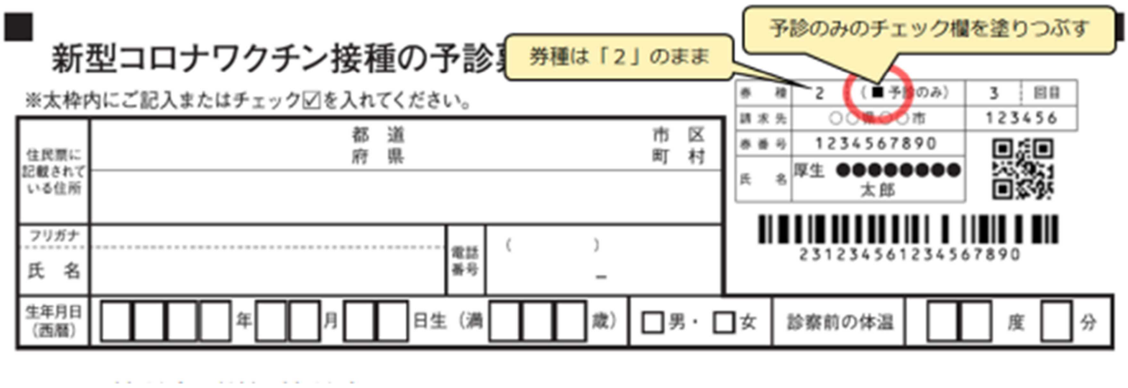

（3）「接種」完了分（初回接種時）

<u>※5歳以上　1・2回目　、　6カ月～4歳　1・2・3回目で1セット</u>

①ワクチン接種を実施した場合

ワクチン接種を実施した場合の接種券と予診票は下図とおり事務処理をお願いします。また、事務処理後、接種券は、予防接種済証（臨時）となりますので、被接種者に返却して下さい。なお、「臨時」とは、新型コロナワクチン接種が臨時接種という意味であり、接種済証が臨時のもの（仮のもの）という意味ではありません。正式な接種事実の証明として使用できます。

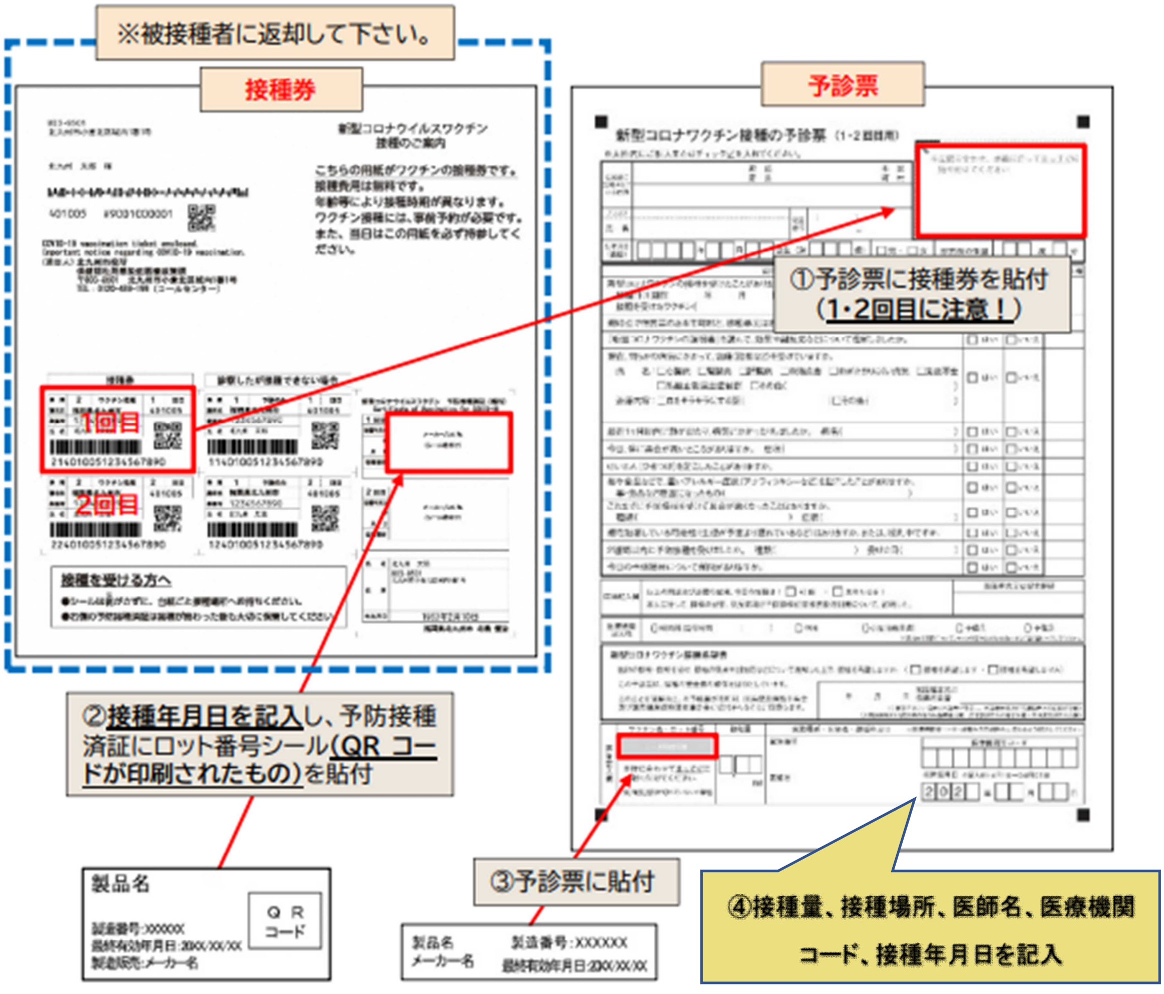

※メーカーが提供するシールのイメージ

※乳幼児用の接種券には、初回接種用として3回分のシールがあります。

※小児・乳幼児接種の場合は、母子健康手帳にも接種記録の記載をお願いします。

（4）「予診のみ」分（初回接種時）

②ワクチン接種を実施しなかった（予診のみの）場合

ワクチン接種を実施しなかった場合は、下図のとおり事務処理をお願いします。

また、事務処理後は接種した場合と同様、接種券は、被接種者に返却して下さい<u>（ロット番号シールは貼らないで返却して下さい）</u>。

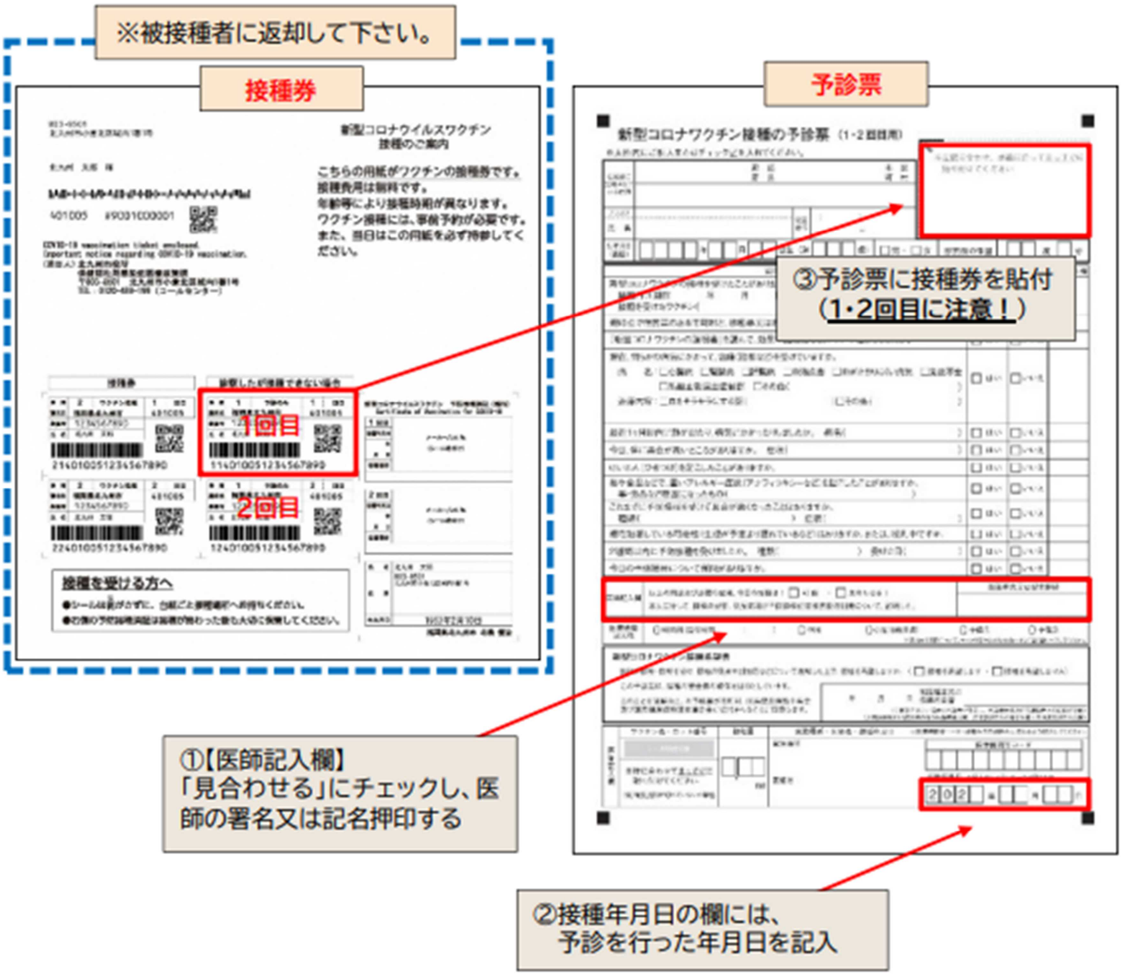

9　接種済報告

VRS（ワクチン接種記録システム）登録用のタブレットをお渡ししますので、医療機関での登録をお願いします。登録の際には、以下の項目に誤りがないか御確認ください。（タブレットは国から市に支給され次第随時お渡しします。）

①接種実施日

②ロット番号

③ワクチンの種類（接種したワクチンの種類が選択、登録されていること）

１０　費用

新型コロナワクチン接種に係る費用（一覧）

費用	単価（税込）
接種費用（回数にかかわらず）	２，２７７円
接種を実施できなかった場合の予診費用	１，６９４円
６歳未満の乳幼児加算額	７２６円
時間外に接種または予診のみを実施した場合の加算額	８０３円
休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算額	２，３４３円

なお、診療時間外や休日での接種を行った際に適用される「時間外・休日加算」や、６歳未満の乳幼児の接種を行った際に適用される「６歳未満の乳幼児加算」は、予診票に記入（「医療機関記入欄の該当項目を塗りつぶしてください）の上、通常の接種費と併せて請求して下さい。

なお、１１歳以下の人への接種については、事務費として別途1,974円（税込み）を請求してください。

１１　費用の上乗せ（個別接種促進のための支援事業補助金）

医療機関での個別接種の促進を支援するため、個別接種の実施回数等の一定の要件を満たす医療機関等に対し、補助金を交付します。なお、補助金は令和５年度のみの予定です。

（1）補助の要件

・対象期間において、週100回以上の個別接種を４週以上実施していること。

・100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週において、医療機関にあっては時間外、夜間又は休日、高齢者施設等にあっては夜間又は休日において少なくとも１日は接種体制を用意（※）していること。

※「接種体制を用意」には医療機関、高齢者施設で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

（2）補助金の額

週100回以上の個別接種を実施した週に実施した個別接種の回数に2,000円を乗じて得た額。

（3）交付の申請

対象期間御とに申請期限があります。詳細はウェブサイトを確認いただくか、健康課まで御連絡ください。

１２　春日市への請求方法（被接種者が春日市民）

接種を受けた人の住所地によって請求先、請求書の様式が異なりますので御注意ください。

春日市への請求	⇒	直接春日市へ請求する。（請求書は春日市用）
市外への請求	⇒	国保連を通してそれぞれの市町村へ請求（請求書は V-SYS から）

（1）提出書類

①請求書（春日市様式）

②予診票（原本）

（2）提出期限

接種を実施した月の翌月１０日（休日の場合、翌営業日）

（3）提出先

春日市　健康課　健康づくり担当

〒816-0851 福岡県春日市昇町 1-120　いきいきプラザ２F

春日市用の請求書は市ウェブサイトからダウンロードできます。

https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/kenkou/kenkouinfo/1005921/1008753/1008760.html

１３　国保連への請求方法（被接種者が春日市民以外）

（1）提出書類

①請求総括書（V-SYS から出力、国保連宛）

②市区町村別請求書（V-SYS から出力、各市町村宛）

③予診票（原本）

（2）提出期限

接種を実施した月の翌月１０日（休日の場合、翌営業日）

（3）提出先

福岡県国民健康保険団体連合会

〒812-8521　福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号　福岡県国保会館

※封筒に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の費用請求」と記入いただき郵送してください。

※郵送の際には、送付状が必要です。詳細は福岡県国保連ウェブサイトを御確認ください。

https://www.kokuhoren-fukuoka.jp/?page_id=7207

（4）国保連合会への請求時の編綴方法

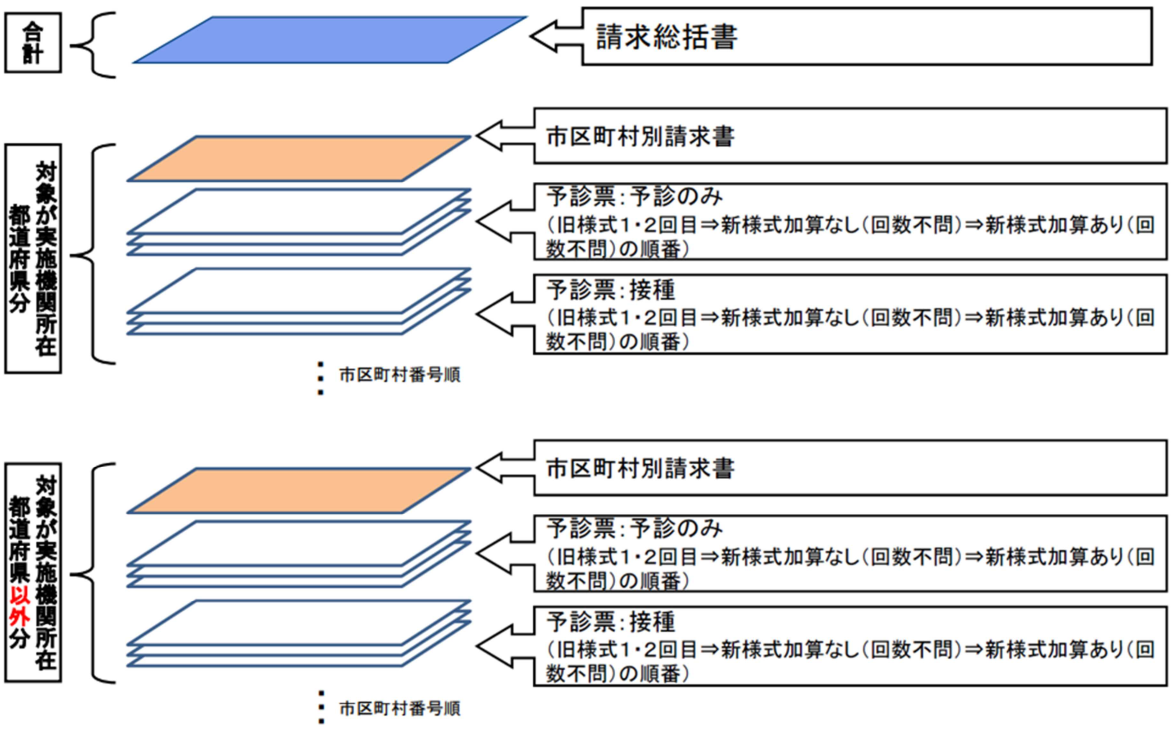

※国保連合会において、市区町村別請求書の請求件数と予診票の枚数等を突合する。

１４　参考リンク

（1）春日市内の医療機関向け情報（春日市ウェブサイト）

春日市への請求書・ワクチン提供依頼書・補助金の様式などのダウンロードができます。

https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/kenkou/kenkouinfo/1005921/1008753/1008760.html

（2）新型コロナワクチンについて（厚生労働省ウェブサイト）

新型コロナワクチン接種についての最新情報などが確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

（3）ファイザー新型コロナウイルスワクチン医療従事者専用サイト

ワクチンの取り扱いマニュアルなどが確認できます。

https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp/#/

問い合わせ先

春日市地域共生部健康課健康づくり担当

住　所　春日市昇町１丁目１２０番地　春日市いきいきプラザ２F

電　話　092-501-1134　FAX　092-501-1135

メール　kenkou@city.kasuga.fukuoka.jp